

# 株式会社杉孝 貨物自動車運送約款

平成三十年五月十四日許可

## 目次

- 第一章 総則(第一条 第二条)
- 第二章 運送業務等
  - 第一節 通則(第三条 第四条)
  - 第二節 引受け(第五条―第十条)
  - 第三節 積付け、積込みまたは取卸し(第十一条)
  - 第四節 貨物の受取および引渡し(第十二条―第十六条)
  - 第五節 指図(第十七条)
  - 第六節 事故(第十八条)
  - 第七節 運賃および料金(第十九条―第二十四条)
  - 第八節 責任(第二十五条―第三十条)
  - 第三章 附帯業務(第三十一条)
- 第三章 附帯業務(第三十一条)

## 第一章 総則

### 第一条(事業の種類)

- 1 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
  - 2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
  - 3 当店は、特別積合せ貨物運送を行いません。
  - 4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。
- 第二条(適用範囲)
- 1 杉孝グループが仮設機材レンタル事業を行うに当たって一般貨物自動車運送事業を行うに際しての運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によります。
  - 2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

## 第二章 運送業務等

### 第一節 通則

- 第三条(受付時間)
- 1 当店は、受付日時を定め店頭に掲示します。
- 第四条(運送の順序)
- 当店は、お客様と調整を行った納品日時に合わせて貨物の運送、引渡しを行います。

### 第二節 引受け

#### 第五条(貨物品と転貨品における配車)

当店は、杉孝グループが所有する機材と、杉孝グループ以外の第三者から杉孝グループが賃借している機材とは、同じ便での納品、引取りは原則として行いません。別便での手配となる場合、当店はそれぞれの運賃を原則として請求します。

第六条(運送委託者の協力義務)

- 1 運送委託者は、円滑な納品、引取りのため、当日の連絡先を必ず当店に伝えなければなりません。もしその連絡先に変更があった場合は、直ちに当店に伝えなければなりません。
- 2 運送委託者は、各種規制に関する情報(大型規制、車幅規制、積載重量規制等または特殊な入場方法など)を当店に提供し、発地から現場までのルート案内ならびに、および現場における搬入および搬出に協力しなければなりません。
- 3 当店は、現場への搬入および現場からの搬出に際し、現場の状況に応じて運送委託者の立会いを求めることがあります。
- 4 当店は、運送委託者を覚知することができない、もしくは運送委託者の貨物受入態勢がない場合は、遅滞なく、運送委託者に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告することがあります。
- 5 当店は運送委託者から得られた情報を元に規制解除などの通行に必要な手続きを行い、費用が生じた場合は、その費用全額を運送委託者に対し請求することができます。
- 6 運送委託者が本条の協力義務に反し、それによつて当店の納品、引取が遅延するなど運送委託者に損害が生じたとしても、当店は、その責任を負いません。

#### 第七条(引受拒絶)

当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

- 一 当該運送の申込がこの運送約款によらないものであるとき。
- 二 当店に当該運送に適する設備がないとき、もしくは当該運送を受け入れる体制が現場にないとき。
- 三 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
- 四 当該運送が、車両制限令の定める車長、重量を上回るなどの法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由があるとき。

第八条(運送状等)

- 1 運送委託者は、次の事項を記載した運送状を署名の上、一口ごとに提出しなければなりません。
- 一 現場名および現場住所(当該現場が広い場合など配達が困難な場合は、その細かな街区を含むなど、当該現場、実際に届けるのに十分な情報を含みます)
- 二 運送委託者の名称ならびに住所および電話番号
- 三 運送状の作成の年月日ならびに納品希望日および希望時間
- 四 平ボデー貨物の積込みまたは取卸しを必要としない場合は、その旨
- 五 附帯業務の委託など、その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 運送委託者は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を明示しなければなりません。

第九条(荷造り)

- 1 当店は、貨物の性質、重量、容積、運送距離および運送の扱い種別等に応じて、運送に適するように荷造りを行います。
- 2 当店は、貨物の荷造りに要した費用を運送委託者に対して請求することができません。
- 3 当店は、運送委託者に対して、引取る機材を種類別に並べておくなど、荷造りへの協力を求めることがあります。
- 第十条(利用運送)

### 第三節 積付け、積込みまたは取卸し

- 第十一条(積付け、積込み、または取卸し)
- 1 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
  - 2 当店は、貨物の積込み、または取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。
  - 3 シート、ロープ、番線、建木、台木、充てん物、その他の積付け用品は、別に定める当店所定の備品を除き、運送委託者の費用負担とします。
  - 4 当店は前項の所定の備品以外の器具等を用いて積付け、積込みおよび取卸し等を行った場合は、当該作業に要した器具等および作業に要した人数に応じて費用を請求します。
- 第十二条(受取および引渡しの場合)
- 当店は、運送状に記載され、または明告された運送委託者の指定する者から貨物を受取り、運送状に記載され、または明告された配達先または到達地において運送委託者の指定する者に貨物を引き渡します。
- 第十三条(管理者等に対する引渡し)
- 当店は、運送委託者が引渡先に不在の場合には、その引渡し先における現場責任者、仮設担当者、またはこれに準ずる者に対する貨物の引渡しをもつて運送委託者に対する引渡しとみなします。
- 第十四条(納品・引取時の検収・検品)
- 1 貨物の引渡し及び引取り時には運送委託者および当店が立合いのもと、貨物の種類・数量・品質等の検品・検収を行うものとします。ただし、当店が貨物の引取り運送を行う場合において、引取先で検収できない場合は、運送委託者の了解を得て、当店の貨物保管場所での検収を行い、当店は運送委託者に対してその結果を通知し確認します。
  - 2 運送委託者は、貨物が納品場所へ搬入された後、直ちに品名・数量・品質等が申込品と一致しているかどうかを検査し、もし数量不足や品名違いや品質の問題等があったときは直ちにその旨を当店に申し出ることとします。貨物搬入の日の翌々日までに運送委託者からこれらの申し出

がなかったときは、納品書記載の品名及び数量の貨物が貨物搬入のときに正常な品質にて甲に引き渡されたものとみなします。

#### 第十五条(運賃未払いのある場合の運送の拒否)

当店は、貨物に関し運賃、料金等または品代金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店はその支払を受けなければ、新規の貨物の運送をしないことがあります。

#### 第十六条(引渡し不能の貨物の持ち帰り)

- 1 当店は、運送委託者を覚知することができない場合または貨物の引渡しに運送委託者においてできない場合は、引き渡し不能の貨物を持ち帰り、貨物持帰料を請求することがあります。
- 2 当店は、引渡し不能となった貨物を再度運送する場合は、前項の貨物持帰料、第二十四条に定めるキャンセル料とは別に、新たな運送として運送料を別途請求します。

## 第五節 指図

### 第十七条(貨物の処分)

- 1 運送委託者は、本契約書二十八条に定めるキャンセル期限およびキャンセル料金のもと当店に対し、貨物の運送の中止その他の処分につき指図をすることができません。
- 2 前項に規定する運送委託者の権利は、貨物が到達地に達した後運送委託者がその引渡しを請求したときは消滅します。
- 3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指圖書を提出しなければなりません。

## 第六節 事故

### 第十八条(事故の際の措置)

- 1 当店は、自己または第三者が事故に遭った場合で次の各号のいずれかに当たる場合には、遅滞なく、運送委託者に対し、相当の期間を定めその貨物の処分につき指図を求めます。
- 一 当初の運送経路または運送方法によることができなくなつたとき。
- 二 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
- 2 当店は、前項各号の場合において、指図をまついとまがないとき、または当店の定められた期間内に前項の指図がないときは、運送委託者の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止もしくは返送または運送経路もしくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
- 3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

## 第七節 運賃および料金

### 第十九条(運賃および料金)

運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります(夜間、休日運賃、合引き、合積みを含みます)。

### 第二十条(運賃、料金等の收受方法)

- 1 当店は、仮設機材賃貸基本契約に基づく基本料、賃料などの支払と共に運送委託者から運賃、料金等を收受します。
  - 2 前項の運賃、料金等の收受期限は仮設機材賃貸基本契約に準じます。
  - 3 運賃、料金等の金額については、見積段階からの商品、数量、運賃などの増減に応じて、実数で精算し請求します。
- 第二十一条(積込料、または取卸料)
- 当店は、貨物の積込みまたは取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金または実際に要した費用を收受します。
- 第二十二条(待機時間料)
- 当店は、車両が貨物の発地または着地に到着後、運送委託者の責により待機した時間(運送委託者が貨物の積込みもしくは取卸しまたは第三十条に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて、当店が別に定める料金を收受します。
- 第二十三条(延滞料)
- 当店は、支払期日までに運送委託者が運賃、料金等を支払わなかったときは、支払期日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利14.6%の割合で延滞料の支払を請求することがあります。
- 第二十四条(キャンセル料(中止手数料))
- 1 当店は、貨物の引渡しおよび引取りそれぞれの場面において、運送のキャンセルの指図に応じた場合には、運送委託者が責任を負わない事由によるものを除いて、キャンセル料(中止手数料)を請求することがあります。

## 第八節 責任

### 第二十五条(貨物延着の責任と率)

当店は、自己または使用人その他運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管および運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の延着について損害賠償の責任を負います。

第二十六条(運送状の記載の不完全等の責任)

- 1 当店は、運送状が不実または不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
- 2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、運送委託者はその損害を賠償しなければなりません。

第二十七条(免責)

- 1 当店は、次の事由による貨物の延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 同盟罷業、同盟怠業、社会的騷擾その他の事変または強盗
- 二 不可抗力による火災
- 三 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 四 法令または公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押えまたは第三者への引渡し
- 五 運送委託者の故意または過失

### 第二十八条(損害賠償の額)

貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

第二十九条(時刻)

当店の責任は、運送委託者が貨物を受け取ったときから一年を経過したときは時効によつて消滅します。

第三十条(利用運送の際の責任)

当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送または他の運送期間を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

## 第三章 附帯業務

### 第三十一条(附帯業務及び附帯業務料)

- 1 当店は、貨物の荷造り、仕分、保管、検収および検品、横持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)を引受けた場合には、当店が別に定める料金または実際に要した費用を收受し、当店の責任においてこれを行います。
- 2 附帯業務については、別段の定めのある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。